

## 令和4年3月定例教育委員会会議録

令和4年3月定例教育委員会は、3月3日（木）大府市役所5階 委員会室1に招集し、次のとおり審議した。

### ○出席した委員

一番席委員 富田 良平                      二番席委員 竹中 万里                      三番席委員 浅井 宣亮  
四番席委員 西村 和子                      五番席委員 永田 司

### ○議案説明のため出席した事務局職員

教育長、教育部長、主席指導主事、学校教育課長、指導主事（2）、学校教育課学校総務係長、学校教育課学校施設係長、学校教育課放課後係長

### ○傍聴者

無し

### ○提案議案

議案第 16号 令和4年度教職員人事異動について  
17号 令和4年度大府市学校教育の指針について  
18号 大府市立学校管理規則の一部改正について  
19号 令和4年度大府市奨学生について  
20号 2022 第29回国際ピアノコンクール in 知多の後援申請について  
21号 リトミック発表会の後援申請について  
22号 絵本フェスの後援申請について

報告事項 1号 小中学校現況報告について

開会時間 午後1時30分

閉会時間 午後2時45分

発 言 者	要 旨
教育長	<p>それではただいまから、令和3年3月の定例教育委員会を始めさせていただきます。</p> <p>前回の会議録承認につきましては、先ほど教育長室で御承認いただきました。ありがとうございます。</p> <p>続いて教育長報告をさせていただきます。前回は2月9日でしたので、それ以降につきまして御報告をいたします。</p> <p>2月10日、今年度2回目の総合教育会議が開催され、教育委員の皆様にも、前日の定例教育委員会に続き、御出席いただきました。大府市幼保児小中連携教育の指針「きらきら」について、そして、子どもの学力テスト・体力テストの結果について、熱心に意見交換をしていただきました。</p> <p>2月22日、今年度最後となります2月の定例校長会を開催し、指示事項の確認及び年度末、新年度の各種取組に関する打合せを行いました。2月24日、奨学金支給審査委員会を開催し、委員の方々には令和4年度の奨学生を選考していただきました。その結果、合計25名の高校生に毎月1万5,000円の奨学金が支給されることになりました。2月25日、大府市議会第1回定例会が始まりました。一般質問に関しましては、議員3名の方々から教育委員会関係の質問が出されています。そして本日3月3日、中学校は晴れの卒業式を迎えております。</p> <p>以上です。</p>
教育長	<p>それでは、協議事項に入りたいと思います。</p> <p>議案第16号「令和4年度教職員人事異動について」を審議いたしますが、本件は人事に関する案件になりますので、大府市教育委員会会議規則第7条の2の規定に基づき、本件を秘密会とすることを発議します。</p> <p>賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
	(全員挙手)
教育長	<p>ありがとうございました。それでは議案第16号については、秘密会とすることで議決いたしました。</p> <p>また、大府市教育委員会会議傍聴人規則第3条に基づき、傍聴人を認めないこととします。</p> <p>それでは議案の審議に入りたいと思います。議案第16号「令和4年度教職員人事異動について」を審議いたします。事務局説明をお願いします。</p>
	(秘密会のため会議録非公開)

発 言 者	要 旨
教育長	続きまして、議案第 17 号「令和 4 年度大府市学校教育の指針について」を審議いたします。事務局よろしく申し上げます。
主席指導主事	議案第 17 号「令和 4 年度大府市学校教育の指針について」説明いたします。(以下、提案理由等資料により説明)
教育長	この件につきまして御意見、御質問等よろしいでしょうか。 はい、浅井委員申し上げます。
浅井委員	きらきら 10 のところが、私が言ったから覚えていますけど、社会のルール良いお手本は大人からのまになっています。
主席指導主事	見直します。
教育長	正式には 4 月の第 1 回校長会で確認をしてスタートになります。ありがとうございました。 その他いかがでしょうか。 はい、富田委員申し上げます。
富田委員	自分が気になっているのは、デジタル教科書が、この後どうなっているかということで、令和 6 年から、デジタル教科書は具体的にはどのような風になっていくのですか。無償で各学校へ配られるのか、全教科で導入されていけるのかということは、既に決まっているのでしょうか。
教育長	事務局いかがでしょうか。
主席指導主事	令和 6 年度からの開始が予定されていますが、紙とデジタルの両方が無償で配布されることはないと思っており、どちらか選ぶことになるかと予想しています。それから、全教科がデジタルになるということはないと考えています。例えば、来年度におきましては、英語が全ての学校で実証事業を行います。きっと家に持ち帰ってタブレットで音声を聞くことができるとか、そういう狙いもあるのかなと思っています。あと、他の教科は、まだこれは申請中のため、今のところですが、4 科の中で選択して使うことを予定しています。ですから、令和 6 年度からは、全部デジタル教科書か紙か、または教科ごとにデジタル教科書なのかといったところを選択して無償でもらえるといった方向に進んでいくのではないかなと思っています。そのための実証を令和 4 年度及び 5 年度ですが、希望する自治体で行いますが、本市は実証事業の参加に手を挙げております。そういった形で導入が進んでいく見込みですので、また、詳細が分かるように随時お知らせしたいなと思います。

発 言 者	要 旨
教育長	はい、令和6年度からと言われてはいますが、まだ明確に決まっていなくていいところですか。伝え聞かえてくるものを頼りにはしているというところですか。 その他いかがでしょうか。
	(質疑なし)
教育長	それでは、議案第17号については、承認するというところでよろしいですか。
	(異議なし)
教育長	それでは、議案第17号は承認いたします。 続きまして、議案第18号「大府市立学校管理規則の一部改正について」を審議いたします。事務局よろしく申し上げます。
学校教育課 学校総務係長	議案第18号「大府市立学校管理規則の一部改正について」説明いたします。(以下、提案理由等資料により説明)
教育長	この件につきまして御意見、御質問等よろしいでしょうか。 はい、浅井委員お願いします。
浅井委員	2点お願いします。共同学校事務室というのは、どなたの多忙化を防ぐための組織でしょうかということが1点目です。 あと、室長という方が、今までよりもこの方の業務が増えると思いますが、そのおかげで、この室長が多忙化になってしまったらいけないかなとも思います。具体的に室長はどういう方になるのでしょうか。ブロック内の総括事務長から、愛知県教育委員会の同意を得た方ということが規定されていますが、具体的にどのような方が選ばれるのかなと思い、できれば教えていただければありがたいです。
教育長	事務局いかがでしょうか。
学校教育課 学校総務係長	まず、多忙化の解消の件に関してですが、学校全体の事務の効率化を図るということですので、学校の中で事務を担う方の多忙化解消ということになります。その中には当然教員も含まれるし、事務職員自身も含まれるということになるかなと思います。ただ、教員の多忙化というところが大分クローズアップして昨今言われているところですので、教員の事務というのを、ある程度、事務職員が引き受けて処理するというのも念頭に置いております。ただし、それは事務全体を効率化した上で事務職員自体も多忙化にならないように配慮しながら、教員の事務を受けていくというようなことで考えております。あと、室長は、実際に誰になる

発 言 者	要 旨
	<p>かというところですが、役職としては、総括事務長と言われる役割の職員がなるということになっております。それで、総括事務長は、大府市内に現在は1名配置されております。共同学校事務室は、2つできる予定ですので、総括事務長が2名以内であれば、その2名ないし1名の方が規定上はなりますが、総括事務長がいなくてもしくは1名しかいない場合については、その下の役職の方から選ばれて職につくこととなります。その具体的に誰かというところは、人事ということになりますので、適切な方ということになるかと思えます。</p>
<p>教育長</p>	<p>その他いかがでしょうか。 はい、富田委員お願いします。</p>
<p>富田委員</p>	<p>なかなか難しくても私も最初理解が難しいなと思ったのですが、新しいこの共同学校事務室と、今の共同実施組織というのが、同趣旨ということですので、室という名前はついていますが、部屋を確保するのではなくて、こういう組織を事務室と呼ぶと考えるといいのかと今の説明で思いました。</p> <p>1点目の質問ですが、私が現場にいるときも、事務の方から、なかなか職員室の中では、いろいろなことを話しかけられて、仕事になかなか集中できないから、事務専用の部屋が欲しいという要望をよく聞きました。現在、大府市内では、共長小学校が、確か職員室とは別に事務室がありますが、もしその事務室があることのメリットやデメリットが分かっていたら教えてください。</p> <p>それから2点目です。先ほど他校の兼務辞令が発令されていなかったけれども、これが発令できるようになったということですが、この発令を出すのは、大府市が出すと考えるといいのでしょうか。</p> <p>それから3点目です。室長専決事項ということで、これまでは、事務長が一部専決事項を持ってみえたのですが、ほとんどが校長の専決事項だったのですが、この資料にある9点を室長の専決事項とするように審査中とありますが、この審査をしているのは県ですか、大府市ですか、それを教えてください。</p>
<p>教育長</p>	<p>事務局いかがでしょうか。</p>
<p>学校教育課 学校総務係長</p>	<p>まず、事務室の専用の部屋があることのメリット・デメリットについては、お聞きする限りでは、やはり事務の仕事に集中できるということがメリットであると聞いてはおります。ただ、配置によっては職員室の様子分かりづらいというデメリットがあると聞いております。事務職員の方々からは、すぐには難しいということも認識されているところもあるようですが、何かしら施設の改修の折に、専用の事務室又は事務コーナーを設けて欲しいというお話は聞いておりますので、もしそういう機会があれば、事務職員にも御相談しながら、どういう配置にしていくのかということを考えていくことになるかと思えます。</p>

発 言 者	要 旨
	<p>あと、辞令の関係ですけども、辞令については基本的に県の方で出していると思います。これも愛知県が兼務辞令を出しますが、その兼務辞令を出すに当たって、市の方から県に内申を出すことによって、県が兼務辞令を発令するといった仕組みになっております。市として意思表示をしたことを受けて、県が兼務辞令を発令してくれるといった流れになります。</p> <p>最後に、室長専決の審査というのは市の内部での審査になります。室長に対して、どのような専決権を持たせるかというのは、市の方で規定して決めるということにはなりません。よって、事務職員も、知多管内で異動がありますので、他市と比較して、余りに違い過ぎるところは考えなければならぬかなと思いますが、やはり先行する自治体を見ても、必ずしもこのあたり一致していないというところもありまして、当然各自治体によって、事情なども様々あるかと思いますが、そういった各市町の実情に合わせて、こういったものは規定していくというところで、本市においては、運用していませんでしたが、こちらの内容で以前から規定をしております、今回新たに共同学校事務室を作るに当たって、専決規定をどうするかということのを改めて事務職員などと相談しました。その結果、従来どおりの規定として、これらの運用を開始するというところでお話としてまとまったということで御理解いただければと思います。</p>
教育長	<p>その他いかがでしょうか。</p> <p>はい、永田委員お願いします。</p>
永田委員	<p>室長及び拠点校の校長についてというところですけど、室長が決まって、拠点校が通常勤務する学校とありますけど、任期は決まっていますか。</p>
教育長	<p>事務局いかがでしょうか。</p>
学校教育課 学校総務係長	<p>室長についても発令がされますが、その発令は、基本的には人事異動のタイミングになります。年度ごとになると思いますけれども、異動がなければ、その室長を引き続きということであれば、その当初の辞令をそのまま生かして2年目も職に就くことになろうかと思いますが、基本的に変わるタイミングとしては、年度ごとになると思います。</p>
教育長	<p>その他いかがでしょうか。</p> <p>はい、竹中委員お願いします。</p>
竹中委員	<p>今まで事務職ということになりますと、予算ヒアリングの時に出てきてくださって説明してくださる方ぐらいで全然接点がないので、実感として全くこの文書が最初分からなかったのですが、一つお聞きしたいのは、結局、教員が、例えば児</p>

発 言 者	要 旨
	<p>童生徒に対して現場で授業をするというような仕事と違って、事務職というのは、給与であるとか手当であるとかの事務を共同で行うことによって、より効率よくできる仕事と考えていいのでしょうか。</p>
<p>学校教育課 学校総務係長</p>	<p>はい、そのとおりです。</p>
<p>教育長</p>	<p>チームを組んで効率よく事務を行うことで、また一人ひとりが学校で先生方にも貢献できるということをお聞きしております。ありがとうございました。 その他いかがでしょうか。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、議案第 18 号については、承認するというところでよろしいですか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、議案第 18 号は承認いたします。 続きまして、議案第 19 号「令和 4 年度大府市奨学生について」を審議いたします。事務局よろしく申し上げます。</p>
<p>学校教育課 学校総務係長</p>	<p>議案第 19 号「令和 4 年度大府市奨学生について」説明いたします。(以下、提案理由等資料により説明)</p>
<p>教育長</p>	<p>この件につきまして御意見、御質問等よろしいでしょうか。 はい、富田委員申し上げます。</p>
<p>富田委員</p>	<p>在籍学校が市外の中学校になっている生徒がいますが、この生徒が大府市で奨学金の申請を出してるとするのは何か特別な理由があるのでしょうか。</p>
<p>教育長</p>	<p>事務局いかがでしょうか。</p>
<p>学校教育課 学校総務係長</p>	<p>この奨学金の受給資格は、大府市民であることという要件がございまして、この生徒は、大府市内に住所があります。ただ、在籍する学校が市外の中学校になっていますが、区域外就学ということで通っております。</p>
<p>教育長</p>	<p>その他いかがでしょうか。</p>

発 言 者	要 旨
	(質疑なし)
教育長	それでは、議案第 19 号については、承認するというところでよろしいですか。
	(異議なし)
教育長	それでは、議案第 19 号は承認いたします。 続きまして、議案第 20 号「2022 第 29 回国際ピアノコンクール in 知多の後援申請について」を審議いたします。事務局よろしく申し上げます。
学校教育課 学校総務係長	議案第 20 号「2022 第 29 回国際ピアノコンクール in 知多の後援申請について」説明いたします。(以下、提案理由等資料により説明)
教育長	この件につきまして御意見、御質問等よろしいでしょうか。 はい、富田委員お願いします。
富田委員	これだけ大きなコンクールを、アローブで開催するというのは、とても素晴らしいことだと思いますので、後援することで問題ないと思いますけども、1 点確認したいと思うのは、入場料が有料で参加費ということですが、大府市内の子でコンクールには出ないけれど、ぜひこのようなコンクールの演奏を聴きたいというようなことがあって、演奏を聴きに行くということではできないのでしょうか。
教育長	事務局いかがでしょうか。
学校教育課 学校総務係長	参加しない方が聴きにいけるかどうかについては確認をしていますが、資料を見る限りでは、外部から人を入れるという前提で書いていないと思います。
教育長	その他いかがでしょうか。 はい、西村委員お願いします。
西村委員	先ほどの富田委員の意見との関連ですが、他の人が聞きたいという時に、この 12 ページのところの PR 方法が、チラシやホームページ、SNS と書いてありますけども、後援自体は問題ないと思いますが、その PR 方法としてチラシは学校にどういった方法でお知らせがあるのか分かれば教えてください。
教育長	事務局いかがでしょうか。
学校教育課	その点については未確認ですので、また確認をさせていただきます。



発 言 者	要 旨
学校総務係長	
教育長	<p>一般的には承認されると、チラシが各校に配布されますが、ただ、ピアノを弾く方が対象になると、全員対象にはならないかもしれません。</p> <p>その他いかがでしょうか。</p> <p>はい、竹中委員お願いします。</p>
竹中委員	<p>結局、大府教室で習っている子たちが、コンクールに参加することが基本なのでしょう。それとも大府教室以外の外部の子も参加するようなコンクールなのでしょう。今までの例で分かりますか。</p>
教育長	事務局いかがでしょうか。
学校教育課 学校総務係長	参加要項では特に対象者として年齢でしか区切っていないので、限定してないと思います。
教育長	その他いかがでしょうか
	(質疑なし)
教育長	それでは、議案第 20 号については、承認するというところでよろしいですか。
	(異議なし)
教育長	<p>それでは、議案第 20 号は承認いたします。また問題点等ありましたら御報告させていただきます。</p> <p>続きまして、議案第 21 号「リトミック発表会の後援申請について」を審議いたします。事務局よろしくお願いします。</p>
学校教育課 学校総務係長	議案第 21 号「リトミック発表会の後援申請について」説明いたします。(以下、提案理由等資料により説明)
教育長	<p>この件につきまして御意見、御質問等よろしいでしょうか。</p> <p>これも、毎年後援を認めているというところです。</p>
	(質疑なし)
教育長	それでは、議案第 21 号については、承認するというところでよろしいですか。

発 言 者	要 旨
	(異議なし)
教育長	<p>それでは、議案第 21 号は承認いたします。</p> <p>続きまして、議案第 22 号「絵本フェスの後援申請について」を審議いたします。事務局よろしく申し上げます。</p>
学校教育課 学校総務係長	議案第 22 号「絵本フェスの後援申請について」説明いたします。(以下、提案理由等資料により説明)
教育長	<p>この件につきまして御意見、御質問等よろしいでしょうか。</p> <p>はい、西村委員申し上げます。</p>
西村委員	<p>後援は問題ないかなと思っていましたが、1 点気になっていたことで、先ほど御説明があったグッズ販売のことですけど、例えば、今この御説明をいただいたから、営利目的ではないということが分かりましたが、例えば PR 方法が公式 SNS で、大府市教育委員会後援となった時に、この項目が、絵本の原画展や読み聞かせをする会と書いてあって、一つでも、そのグッズ販売があった場合に誤解を招くのかなと思いました。そうすると、今後そういう他の後援依頼が来たときに、どうなのかなと思ったので、例えば後援許可するならば、表示は削除というか、その現場では、よいとして、公のものは控えたほうがいいのかないかなと思いましたけど、皆さんの御意見を聞きたいなと思いました。以上です。</p>
教育長	<p>その他いかがでしょうか。</p> <p>はい、竹中委員申し上げます。</p>
竹中委員	<p>絵本作家と読者をつなぐということで、趣旨のところにある言葉を聞いたら、むしろ私たち読み聞かせの活動をしている皆さんにとっては、とてもよい話で、すごく、むしろ子どもたちよりも、絵本を読み聞かせているアローブのサポーターさん達だったら、もう本当に行ってみたいと皆さん言うのではないかなと思いました。それで、子どもたちが本当に本に親しむということを目的にされているようなので、そういう意味で言ったら、西村委員の御心配も当然のことで、そこで絵本も買えるというような、後からそういうことがついてくることはあっても、やはり絵本を書いた人に話が聞けるということだけを前面に押し出した方が、この主催される方にとってもいいのではないかなと私も感じました。以上です。</p>
教育長	<p>その他いかがでしょうか。</p> <p>はい、事務局申し上げます。</p>

発 言 者	要 旨
<p>学校教育課 学校総務係長</p>	<p>この申請者の方にお話を伺ってみまして、物販のところが、やはり私も気になったものですから、その辺りの見解を伺ったところ、やはりその物販が目的と勘違いされるのは本意ではないというところですので、今回この申請書の中で販売という記載を項目の1番にしてしまっ、何か誤解を受けるような書き方だったものですから、そういった関係の資料については、誤解を招かないように記載するということは全然問題はなく、むしろその方が趣旨に合っているということでお話を聞いております。</p>
<p>教育長</p>	<p>はい、直に作家と触れ合いができるということがメインで、ただ、絵本も欲しいということになるだろうし、それが参加された方々にとっての喜びになるだろうということですね。グッズ販売というのが、あまり前面に出ないように御配慮いただきたいということで、事務局からもお伝えください。 その他いかがでしょうか。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、議案第22号については、承認するというところでよろしいですか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、議案第22号は承認いたします。 続きまして、報告事項に入りたいと思います。 報告事項1号「小中学校現況報告について」事務局よろしくお願いします。</p>
<p>主席指導主事</p>	<p>報告事項1号「小中学校現況報告について」報告</p>
<p>教育長</p>	<p>ありがとうございました。以上で終わります。</p>